

別記様式第7号（計画を定めた際に行う公告（第7条関係））

九度山町公告第20号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年12月20日

九度山町長

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
九集-13	九度山町大字 北又字東山 17	61-イ-15	山林	0.6158	2024.4.1~2030.3.31(6年)	
九集-14	九度山町大字 北又字瀧ノ又 199-5	57-ハ-1	山林	0.3154	2024.4.1~2030.3.31(6年)	
九集-14	九度山町大字 北又字瀧ノ又 210	57-ハ-1	山林	0.1333	2024.4.1~2030.3.31(6年)	
九集-15	九度山町大字 北又字東山 14	61-イ-6,7	山林	0.6997	2024.4.1~2030.3.31(6年)	
九集-16	九度山町大字 東郷字高倉 369-1	47-ロ-6	山林	2.7064	2024.4.1~2030.3.31(6年)	

2 縦覧場所 九度山町産業振興課、九度山町のホームページ

3 本公告により、九度山町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上